都道府県における鳥獣の保護及び管理に関する 専門的知見を有する職員の配置状況について(概要) (令和3年4月1日現在)

- 1. 専門的知見を有する職員の配置状況の概要
 - ・専門的知見を有する職員を配置している都道府県の数 35 都道府県 74% (令和2年度:38 都道府県 81%)
 - 1 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数 3.5 人(令和2年度 3.8 人)

「うち常勤職員 2.5人(令和2年度:2.8人) 非常勤職員 1.0人(令和2年度:1.0人)

	常勤職員	うち本庁内	非常勤職員	計
専門的知見を有する職員(A)	119 人	34 人	47 人	166 人
	(132 人)	(40 人)	(47 人)	(179 人)
鳥獣行政担当職員(B)	1,592 人	440 人	1, 947 人	3,539 人
(※1)	(1,610 人)	(455 人)	(1, 981 人)	(3,677 人)
(A) / (B)	7. 5%	7. 7%	2. 4%	4. 7%
	(8. 2%)	(8. 8%)	(2. 4%)	(4. 9%)

) 内は令和2年度

- ※1 鳥獣被害対策など関連部局、公立の調査研究機関(独立行政法人を含む)及び試験 場を含む。
- 2. 専門的知見を有する職員を5人以上配置している都道府県

都道府県名	人数
北海道	17 人
島根県	16 人
長野県、兵庫県	15 人
栃木県	12 人
沖縄県	8人
秋田県、山梨県、愛知県、	6人
京都府、岡山県	
神奈川県、静岡県	5人

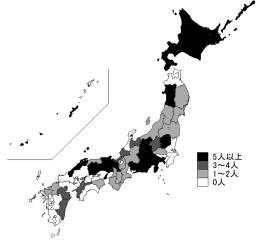


図1 専門的知見を有する職員の配置状況

3. 専門的知見を有する職員 166 人の内訳

専門的職員の要件	内訳(人)※
	(割合)
①環境省の人材登録事業(鳥獣保護管理プランナー、鳥獣保護管理捕獲コーディ	19 人
スーター、鳥獣保護管理調査コーディネーター)の登録者 	(11. 4%)
②農林水産省の農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの登録者	23 人
	(13. 9%)
③環境省が主催する特定計画や鳥獣保護管理に関する研修会(初級編又は上級	37 人
編)、農林水産省の鳥獣被害対策地域リーダー育成研修(座学研修(一連のすべ	(22. 3%)
ての講座を含む)又はフィールド実習研修)又は林野庁が主催する森林保護管理	
(獣害)研修を受講(修了)しており、かつ鳥獣行政の3年以上の実務経験者	
④大学及び大学院において、鳥獣保護管理に関する学位(博士、修士、学士)を有す	60 人
る者(※鳥獣保護管理に関する論文で学位を取得した者)	(36. 1%)
⑤上記と同等の専門的知見を有すると都道府県知事が認める者(例えば、鳥獣管理	59 人
士の資格保有者、鳥獣保護管理の研究を専門的に実施している研究者、鳥獣保護	(35. 5%)
管理について各地域で講義や講演を多数実施して、鳥獣保護管理に係る指導の	
経験が豊富な方、鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する者として国や都道府	
県等の検討会委員を委嘱されている方)	

[※] 複数の要件に該当する者を含む。

(参考) 鳥獣の保護及び管理の専門的な知見を有する職員のうち、特定の鳥獣種(イノシシ、ニホンジカ、クマ類、カモシカ、ニホンザル、カワウ)について専門的な知見を有する者

	•
鳥獣種	内訳(人)※
	(割合)
イノシシ	23 人
	(13. 9%)
ニホンジカ	36 人
	(21. 7%)
クマ類	32 人
	(19. 3%)
カモシカ	9人
	(5.4%)
ニホンザル	13 人
	(7.8%)
カワウ	8人
	(4.8%)

[※] 複数の鳥獣種に該当する者を含む。